



担当課	市民課
担当者	中村
電話	073-435-1310
内線	2112

令和8年4月10日

戸籍証明等の交付申請書の紛失について

戸籍事務において、過去に申請いただいた戸籍謄本等証明交付申請書を紛失した事案が発生しました。関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。

なお、現時点で、紛失した情報の流出は確認されておりません。

1 事案の概要

戸籍等の証明を交付する際に記入いただいている戸籍謄本等証明交付申請書は、3年間保管することになっています。この度、過去の申請書についての開示請求にあたり、申請書を確認したところ、一部紛失していることが発覚しました。

2 事案の経緯

(1) 令和8年3月26日

過去の戸籍等の交付申請書に関する開示請求を受けました。

(2) 令和8年4月9日

開示請求された戸籍等の交付申請書の紛失が判明しました。

3 紛失した書類・件数及び記載内容

本庁舎市民課の窓口で申請の際に記入いただいている戸籍等の交付申請書（令和5年4月6日から令和5年5月17日までの分）

（幅20cm×奥行32cm×高さ26cmの箱 2箱に保管されていたもの）

交付申請書の数は不明であるが、この間に交付した戸籍等証明件数は3,088件

【記載内容】申請者の住所・氏名・生年月日・電話番号、
戸籍の筆頭者の氏名・生年月日・本籍地、
戸籍の構成員の氏名・生年月日、使用目的

4 紛失の原因

交付申請書は、市民課内の施錠できる書庫内に箱単位で保管しています。保存期間を過ぎた交付申請書は毎年廃棄しており、保存期間内の交付申請書（2箱分）を誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

5 今後の対応及び再発防止策

(1) 戸籍筆頭者及び該当する構成員あて、本事案の通知を予定しています。

(2) 書類の保管及び廃棄時の確認が不適切であったことに起因するものであり、個人情報 の 厳 重 かつ 適 切 な 管 理 ・ 取 扱 い を 徹 底 す る と と も に 、 書 類 の 保 存 期 間 を よ り 識 別 し や す く す る な ど 、 再 発 防 止 に 努 め て ま い り ま す 。